

2月9日以降の課外活動について

2022年2月

学生主事

2月9日から2月20日の期間は、通常の課外活動を自粛とします。ただし、参加者リスト作成の下で指導教員の管理のもと、短時間の打ち合わせや相談などは許可します。

また、栃木県内にまん延防止等重点措置が適用されている期間は、下記に関わらず学校の敷地外部の活動を原則禁止とし、学内では接触の多い活動、特にマスクを外して行う活動は行わないでください。

課外活動（部活動）

1. 顧問教員から提出される「感染症拡大防止に係る課外活動実施計画書」により、許可された部活動のみ活動ルールを厳守し、実施可能とします。
2. 平日・土日祝日問わず、活動は学校の敷地内外も可能とします。練習場所が、外部の場合、グラウンドや野外などの屋外は可能とします。屋内の場合は、校内での練習場所が確保できない場合で、施設管理者が衛生面及び安全面の保証ができる外部公共施設などのみ個別審議の上、可能とします。
3. 従来以上に、新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、参加する学生は顧問などへの体調管理報告を徹底してください。
4. 練習参加は強制ではないため、本人と家族の意思に任せます。不安があるときは顧問などに相談してください。十分に予防対策をとり、保護者の同意も得るようにしてください。
5. 他の団体との交流や練習試合は、宿泊を伴わない重要なものに限定し、月1回（1日）まで許可します。各部で必要最小限に選定してください。本校での交流や練習試合の開催は禁止します。
6. 完全下校時刻は一律18：00（土日・祝日は17：00）です。
7. 対外試合について
重要な大会で、主催団体の安全対策及び責任の所在も明らかであるもので移動に宿泊を伴わないものに限り、各部内で必要最小限に選定して申請し、個別審議の上、参加可能です。交流・練習試合と含めて、月2回までを上限とします。なお、高専大会については、主催校の指示に従い、宿泊を伴うものも許可します。
8. 移動制限について（各都道府県の警戒レベルに従い厳守すること）
栃木県内および宿泊を伴わない移動を基本とし、緊急事態宣言発令地域およびまん延防止等重点措置が適用された地域、感染拡大警戒レベルの高い、または感染者が増加している地域への移動は避けてください。

学校内での運動（全学生）

グラウンドのみ活動可とします。

（野球場およびサッカー場東側半面の部活動以外での使用は認めません。）

ただし、部活動および授業優先とし、教職員の指示に従うこと。

完全下校時刻は18：00（土日・祝日は17：00）です。

注意点）活動前後での手洗いの徹底、接触するような遊びの抑制、片付けの徹底
棟内に入るときの土汚れの除去、2m以上の距離を維持するなど